

射水市空き家等対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項及び射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成26年射水市条例第24号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、射水市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 条例第2条第2項に規定する特定空き家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員14人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長1人を置き、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 地域団体の推薦を受けた者
 - (2) 法務、建築、不動産等に関する学識経験者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し助言若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画管理部未来創造課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）抜粋
（協議会）

- 第 7 条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 26 年射水市条例第 24 号）
抜粋
（協議会）

- 第 7 条 市は、法第 7 条第 1 項に規定する、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くものとする。
- 2 協議会は、市長のほか、市民、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。